「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」専門部会の概要

Ⅰ　開催日時・場所

日　時：平成２１年１１月３０日（月）１０：００～１１：００

場　所：札幌市役所本庁舎１３階経済局分室会議室

出席者：(株)アパマンショップリーシング　伊庭野リーダー

(株)常口アトム　植木センター長

(株)ビッグサービス　高橋係長

札幌市　環境局　環境事業部　業務課　粟崎業務課長

石川ステーション対策担当課長

江連作業計画係長

成田普及担当係長

中央清掃事務所　河原普及担当係長

北　清掃事務所　浅川普及担当係長

東　清掃事務所　吉成普及担当係長

白石清掃事務所　小山普及担当係長

豊平清掃事務所　中川普及担当係長

南　清掃事務所　佐藤普及担当係長

西　清掃事務所　小川普及担当係長

Ⅱ　会議の概要

１　開会（札幌市から）

本日は、共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会・専門部会に、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。会の開催に先立ち、札幌市環境局環境事業部業務課長粟崎から、ご挨拶申し上げます。

２　あいさつ（札幌市から）

・　おはようございます。本日は、時節柄何かとお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

・　本日は、先に開催されました「第３回 札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」において進めることが決定されました「脱・ごみ箱化プロジェクト」について、所用の準備が整いましたことから、このプロジェクトの進め方などについて、詳細な打ち合わせを行うためにお集まりいただきました。

・　今年７月から「新ごみルール」をスタートしたところですが、９月までの３カ月間のデータを見ますと、「燃やせるごみ」で38%減、「燃やせないごみ」で72%減と大幅に減少し、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「枝・葉・草」、「雑がみ」を合わせた資源物のリサイクル量は２倍以上と、飛躍的に増加しています。

・　また、「曜日違いのごみ」や「分別違いのごみ」など、いわゆる不適正排出のごみの割合は、全てのごみ種の袋数で見た場合、７月は8.8%でしたが、９月には7.1%と、減少してきており、市民の皆さま方の中に「新ごみルール」が着実に浸透しつつあるものと考えています。

・　これも、市民の皆さま方のご協力はもちろんのこと、当協議会の皆様方の日々の取組の成果が徐々に現れてきているものと、感謝申し上げる次第であります。

・　しかし残念ながら、一部のごみステーションでは、いまだにごみ排出マナーが守られておらず、

いわゆる「×シール」を貼られたごみが多く残されているところがあります。

・　ごみ出しルールにつきましては、最終的には市民一人ひとりの皆さまのご理解・ご協力なしには実現できないものではありますが、１９０万人を抱える大都市の特殊性なども踏まえ、行政と共同住宅に関わる不動産業界の皆さまが力を合わせることにより、効果的な改善を図っていこうということで、今回の「脱・ごみ箱化プロジェクト」を進めることとしたところであります。

・　今回のプロジェクトは、市内で 70 カ所程度の共同住宅を対象として始める予定であり、概ね３カ月程度を目途に、様々な取組手法とその効果などを事例としてとりまとめ、市内の数千にも及ぶ不動産管理会社の皆さまにも、その成果を伝え、市内全体での取組みに広げていくことを視野に入れたものとなっております。

・　取組には、試行錯誤となる部分も多くあると思いますが、共同住宅のごみ問題を解決するため、皆さまの思いは同じ方向を向いているものと考えていますので、是非、よろしくお願いいたします。

・　なお、「脱・ごみ箱化プロジェクト」は、当連絡協議会の規約第８条に定める専門部会として位置づけられており、この成果については、協議会本体にも報告しますので、よろしくお願いいたします。

３　議題

（札幌市）

・　それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

⑴　「脱・ごみ箱化プロジェクト」の実施について

ア　実施時期・関係資料等

○　資料１『「脱・ごみ箱化プロジェクト」の実施手順と取組み内容(案)』
○　資料２『対象物件リスト』
○　資料３『連絡先一覧表』
○　資料４『実施状況連絡票』
○　資料５『啓発関係様式（ひな型)』
○　資料６『配布用アンケート用紙』
○　資料７『実施状況連絡票（中間報告用)』

（札幌市）

・　最初に「ア実施時期・関係資料等」ですが、資料１～７まで用意しています。今日は、これらを用いて、管理会社さん３社と各清掃事務所の間で、プロジェクトの具体的な進め方などを確認したいと思います。資料の内容については、担当よりご説明します。

・　資料１『「脱・ごみ箱化プロジェクト」の実施手順と取組み内容(案)』をご覧ください。表の左側には「脱ごみ箱化プロジェクト」の具体的な取組みの内容を記載しています。この内容は、１０月末ごろに管理会社各社さんにお伺いしてご説明していますので、本日は表の中央の「時期」、右側の「関係資料・様式等」を中心にご説明します。

・　資料１「１　業務課・各清掃事務所・管理会社本社間の打合せ」の「対象ＳＴ数及び場所、主な取組み内容」については、本日の協議会において決定する予定であり、「時期」の欄には１１月３０日と記載しています。対象物件リストは、資料２『対象物件リスト』として添付していますので、後ほどご確認ください。

・　資料１「２　各清掃事務所・管理会社間の打合せ」については、本日から進めていきたいと考えていますので、時期には「１１月３０日から」と記載しています。資料３『連

絡先一覧表』には連絡先として、上の表に、清掃事務所の普及担当係長の氏名・電話・FAX・メールアドレスを記載しています。下の表に管理会社さんの欄があります。これは、近日中に管理会社さんから連絡先をお送りいただきたいと考えているものです。ご連絡いただければ、各清掃事務所に連絡いたします。

- 資料１に戻ります。「３　オーナーへの取組み内容の周知及び協力依頼」については、必要に応じて実施することとしていますので、様式等は作成していません。
- 資料１「４　ＳＴでの事前準備」の具体的な内容は、清掃事務所側の、「排出状況の写真の撮影・違反排出袋数のカウント・違反排出ごみの収集」と管理会社さんの「居住者の年齢層や世帯構成等の情報提供」です。実施時期は、ごみステーションごとに決定するということで、日付は空欄としています。
- ここで用いる様式として考えているのが資料４『実施状況連絡票』です。これは、各清掃事務所と管理会社を行き来するもので、マンション名・住所・調査日時・理由別残置袋数を記載します。残置理由としては、「指定袋を使用していない」・「収集日違い」・「分別していない」・「大型ごみ」・「その他」という項目があり、「分別していない」の内訳として、どのように分別されていないのかという、主な理由も記載します。これらの事項以外の記載事項があれば、備考欄に記入します。最初は、清掃事務所から、ごみステーションの違反排出ごみを収集した後、メールにてお送りしますので、管理会社さんから管理物件の年齢層や世帯構成等を入力して送り返していただきたいと考えています。
- 資料１に戻ります。「５　具体的な啓発排出指導の開始」の清掃事務所①・②にのぼり・ステッカーの提供・チラシの提供というところがあります。資料５－１にはのぼり・ステッカーの例、資料５－２にはチラシ（ひな型）を記載しています。チラシには、「分別されていないごみが多いのでいつもごみがあふれています。」、「分別していないものは排出者を調査します」といった内容を記載し、清掃事務所・管理会社さんの連名としています。のぼり等は、いずれも清掃事務所から、管理会社さんに提供しますので、共用部分などに掲出していただきたいと考えています。清掃事務所が、必要に応じて居住者へのポスティングを行います。
- 資料１に戻ります。５の「④ごみ袋への貼り紙（×シール以外に違反内容を詳しく記載した貼り紙を貼って改善を促す）」についてです。資料５－３はひな型として用意したものであり、「ティッシュペーパーなど汚れた紙は雑がみではなく、燃やせるごみに出してください」といった内容で、清掃事務所から排出者の方に、正しく分別するようお知らせします。
- 資料１に戻ります。５の「⑥アンケートの実施」であります。これは、ごみ収集に関する疑問点や要望の把握を目的としたものであります。資料６『配布用アンケート用紙』を配布し、居住者に直接業務課までお送りいただくという方法で回収したいと考えております。アンケートの内容は後ほど、ご確認ください。
- 資料１に戻ります。５の枠の一番下、「１週間程度、上記取組みを行い、排出状況が改善しない場合に、次頁の取組みも行う。違反排出袋数及び内訳は、１週間ごとにカウントし、排出状況の写真も撮って、管理会社に連絡する。」とあります。これは、先ほどご説明しました資料４『実施状況連絡票』により、清掃事務所から管理会社さんにご連絡します。
- 次のページに進みます。「６　改善が図られない箇所での排出指導の強化」であります。清掃事務所と管理会社さんとで連携しながら排出指導を行うというところですが、「④共用部分への掲出用チラシの作成」で用いたいと考えているのが、資料５－４であります。

資料５－４は、それぞれのＳＴでの特徴に合わせて変更していくひな型ですが、内容は「指定袋を使用していない燃やせるごみが多く排出されています。燃やせるごみは指定袋を使って出してください。」、「収集日違いのびん缶・ペットボトルが多く排出されています。びん・缶・ペットボトルの日は月曜日です。」というものを資料として添付しています。この資料も、清掃事務所から提供いたしますので、共用部分に掲出したり、管理会社さんからも個別にポスティングしていただきたいと考えています。

・Ａ３の資料１に戻ります。「７　中間時点での情報交換」についてです。清掃事務所・管理会社さんの双方で、排出指導状況の情報交換を行う部分であります。ここで用いる様式が資料７『実施状況連絡票（中間報告用)』です。先ほどの資料４に記載した内容を１ヶ月単位にまとめ、月１回程度、管理会社さんにお送りする予定です。清掃事務所の指導内容も、表の右側の指導内容欄に記入してお送りしますので、管理会社さんの取組みを記入して送り返していただきたいと考えています。

・　Ａ３の資料１に戻ります。「８　アンケートの実施」については、別途作成する予定であり、出来次第ご確認いただきたいと考えています。

・　清掃事務所と管理会社さんとの協働の取組みについては以上です。その後、結果を取りまとめて、協議会の中でご報告します。

・　資料のご説明につきましては以上です。ご議論のほどよろしくお願いいたします。

イ　実施に当たっての質疑・確認

（札幌市）

・　取組みの具体的な内容についてご説明させていただきましたが、ご質問等ございますでしょうか。

(㈱アパマンショップリーシング）

・　この「脱・ごみ箱化プロジェクト」の目的についてですが、ごみ排出マナーの改善に向けた個々の取組みを積み重ねてルール化し、全体に波及させていくことが目的ということでよろしいでしょうか。

（札幌市）

・　本日お集まりの３社さんは、市内の管理会社の大手であり、他の管理会社への影響も大きいと考えています。この取組みで成果のあったものは、他の管理会社さんにも紹介し、市内全域の共同住宅専用のごみステーションの排出状況を改善させていくというのが最終的な目的です。

（札幌市）

・　資料の内容等について、確認いたします。資料３『連絡先一覧表』でありますが、ご担当の方を早めにご連絡いただき、早急に具体的な取組みを開始したいと考えています。管理会社さんそれぞれで、担当の方の配置方法など違いがあると思われますが、いかがでしょうか。

(㈱ビッグサービス）

・　当社では、物件ごとに担当者がいますので、それぞれの担当者をお知らせします。

(㈱常口アトム）

・　当社は、取組み件数も多く、たくさんの担当者がいますので、１人か２人にまとめてお知らせします。

(㈱アパマンショップリーシング）

・　窓口となるものを１人決めて、お知らせします。

（札幌市）

・　分かりました。ご連絡をいただき次第、実施時期等について、清掃事務所からご連絡します。

・　資料４『実施状況連絡票』には、ごみを残置する際にごみに張る「×シール」の残置理由をカウントして記載し、その後、理由別にきめ細かく対応策を検討していくための資料と考えています。

・　様式５－２は、まずは居住者の皆さまに分別されていないごみが多いということを改めて認識していただくために、一旦、共用部分に掲出し、その後、資料５－４のようなより具体的なものを作成していきたいと考えていますが、これらの資料についてはいかがでしょうか。

（㈱常口アトム）

・　単に掲出するだけではなく、ポスティングのほうが効果は上がるのではないかと思います。

（札幌市）

・　分かりました。検討します。

・　資料６『配布用アンケート用紙』については、対象物件すべてに配布するという方法と物件を抽出して配布するという方法が考えられますが、いかがでしょうか。

（㈱常口アトム）

・　現在入居している世帯に、このようなアンケートを実施しても、ほぼ回答は見込まれません。しかし、新たに入居する際に、入居のしおりなどと一緒に配布すれば、回答率は上がるのではないかと思います。

・　電話を掛けて依頼しても、ポスティングしても、ほぼ回答してもらえないでしょう。

（札幌市）

・　回答率は重要なところですので、回答率が高まるような機会もお聞きしながら進めていきたいと思います。

・　資料７『実施状況連絡票（中間報告用)』は、資料４に記載する内容をまとめていく資料であり、清掃事務所から各社さんにお送りするものです。

・　このような内容で進めて行きたいと思いますが、他にご質問等ございますでしょうか。

（各社からの質問なし）

（札幌市）

・　それでは、今後は案件ごとに個別に調整し、工夫も加えながら、進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

⑵　箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業について

○　資料８『箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業のご案内』

（札幌市）

・　12 月１日から、敷地内に箱型ごみステーションを設置する場合に、その費用の一部助成を開始します。本年 8 月からカラスよけサークルとネットへの助成を行っていますが、共同住宅では箱型ごみステーションが多くなってきていますので、ごみ出しルールが守られていない共同住宅への専用ごみステーション設置を円滑に進めていくことを目的としたものです。

・　対象となる形状は、資料８の「１箱型ごみステーションとは」に記載の「箱型」、「物置

型」、「一部開放型」で、敷地内に設置するものです。

- 助成対象者は、「２⑴イ既に入居が開始されている共同住宅の所有者等」と地域団体等（町内会）です。新築共同住宅のごみステーションは対象になりません。
- 助成額は、12,000 円を限度額として、「工事費・設置費等の付帯経費を除く材料費等の設置に要する費用」の２分の１です。現在、ネット・カラスよけサークル合計で 12,000 円を限度額として助成していますので、これに合わせた金額を設定しています。
- 助成対象となるのは、「４⑴新たに箱型ごみステーションを設置する場合、既に設置されているごみステーションを箱型ごみステーションに変更する場合及び破損部分等を修繕等により現状に復する場合」であり、修繕費用についても材料費は助成対象となります。
- ごみステーションを設置する場合には、清掃事務所との事前協議が必要ですが、この手順を「５⑴設置等に関する計画の確認」に記載しています。
- 助成金申請手続きは、「５⑵助成金申請」以下でありますが、提出していただく主な書類は、「箱型ごみステーション設置費助成金交付申請書（様式３）」、清掃事務所との事前協議後に清掃事務所からお渡しする「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）の写し」、「箱型ごみステーション設置等同意書（様式４）」、「設置等に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し」等です。「箱型ごみステーション設置等同意書（様式４）」は土地の所有者にごみステーション設置の了解を得ていることを確認する書類です。これらの書類を業務課に提出していただくという流れになります。助成金交付決定前に設置した場合には助成金は交付されませんので、ご注意ください。
- 助成金の交付決定を受け、箱型ごみステーションの設置が終了後、助成金の交付請求を行っていただきます。その際に必要になる書類は「５⑶助成金の交付請求」に記載の、「箱型ごみステーション設置等報告兼助成金交付請求書（様式９）」、設置したごみステーションの状況を示す写真、経費・仕様が確認できる領収書等です。
- 申請書は、業務課・清掃事務所・区役所・まちづくりセンターにて配付しています。
- 来年度以降の助成について、予算要求を行っているところですが、まだ確定していない状況です。
- 箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業についての説明は以上です。

４　その他

（札幌市）

- 本日、議題として用意したものについては以上でありますが、各社さんから、その他の議題等ございますでしょうか。

（各社からの申し出なし）

５　閉会

（札幌市）

- 本日は、ご議論ありがとうございました。不動産管理の仕事に携わる皆さまには、ごみのこと以外にも様々な仕事があり、頼りすぎるのはいかがなものか、とのご指摘を協議会のなかではいただいています。そのような中で、このたびの取組みに特段のご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。このプロジェクトを通じて、具体的なごみの排出指導の方法等を確立していきたいと考えています。管理会社さんにとって、過度のご負担とならないよう仕事を進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします